

大阪府廃棄物処理計画の 第1章以降の骨子(素案)

第1章 一般廃棄物

1 排出及び処理等の状況

(1)ごみの排出・処理状況

排出量

再生利用量

中間処理量

最終処分量

(2)し尿の収集・処理状況

収集量

し尿処理汚泥の再生利用量

処理量

最終処分量

(3)処理施設の状況

ごみ焼却施設

粗大ごみ処理施設

資源化施設

リサイクルプラザ

最終処分場

し尿処理施設

2 減量化目標

3 減量化目標達成のための施策

(1)府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進

府民、事業者によるリサイクルやごみ減量化等の実践活動の促進

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルの定着

(2)市町村の分別収集の促進

市町村が行う分別収集を促進

ごみの分別、資源化や適正処理を推進

(3)一般廃棄物処理の有料化の推進

排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村による一般廃棄物処理の有料化の導入を促進

(4)家電リサイクルの推進

再生資源業者の活用と消費者の負担軽減を図るため、府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進

(5)事業系一般廃棄物のリサイクルの促進

多量排出事業者への減量指導等の促進
環境マネジメントシステムの導入促進

(6)集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取組みの促進

自治会等による集団回収の取組みの推進
エコショップ制度を活用するなどし、店頭回収を促進

(7)府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進

大阪府の事務事業に伴い発生する廃棄物のリサイクル・減量化の推進

(8)グリーン購入の促進

大阪府自らが物品や役務を調達する際のグリーン購入を推進
府民等によるグリーン購入の促進

(9)調査・研究の推進

府立の試験研究機関において、大学や民間企業等と連携してリサイクル等に関する調査研究を実施

4 適正なごみ処理の推進

(1)市町村等による施設の整備促進

資源化施設の整備促進

ごみを資源として有効利用できるシステムの構築に向け、マテリアルリサ

イクル施設などの資源化施設の整備を促進
ごみ処理におけるエネルギーの有効利用
ごみ焼却施設の新設・更新時に余熱利用設備の設置を促進
施設整備に向けた情報公開
ごみ処理施設の設置・更新にあたっては早い段階での情報公開や住民からの意見の募集等により社会的合意を得ることが必要

(2) ダイオキシン類対策

施設の集約化

100 トン未満の焼却施設については更新時期を踏まえた集約化を推進
維持管理におけるダイオキシン対策の推進

ごみ焼却施設や最終処分場における、排出ガス、ばいじん、燃え殻、排水中のダイオキシン類の濃度を抑制するために、適正な維持管理を指導

(3) アスベスト廃棄物対策

電気製品や自転車などの石綿含有家庭用品の処理については、環境省からの通知に基づき市町村等において適正に処理されるよう指導

(4) 広域化の推進

「大阪府ごみ処理広域化計画」及び各ブロック計画に基づき広域化を推進

(5) 最終処分場の確保

最終処分場の整備

フェニックス計画の推進

最終処分場の延命化

最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図るため、ごみ焼却施設から排出される燃え殻の資源化を推進

(6) 民間処理事業者の指導・育成

優良な処理事業者、再生資源業者の育成

(7) ごみ処理施設の更新や補修時における協力体制

ごみ処理施設の更新や補修の際の市町村・一部事務組合間の連携・協力

(8)災害時における協力体制

震災等の災害時に対応するため、市町村、一部事務組合及び民間を中心とした協力体制の促進

5 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

(1)し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

安定的かつ効率的な処理体制の確保

(2)汚泥の再資源化の促進

し尿処理汚泥の有効利用の促進

(3)災害時等におけるし尿等収集・運搬体制の整備

震災等の災害時に対応するため、関係業界との救援協定の締結

6 市町村に対する技術的援助

(1)ごみ処理技術の向上のための情報発信

ごみ処理技術に関する情報の収集・提供

(2)市町村間の調整

リサイクルやごみ処理などが効果的・効率的に行われるよう市町村相互の情報交換を促進

(3)施設整備における負担の軽減

交付金制の活用や交付要件の弾力的運用の国への働きかけ

第2章 産業廃棄物

1 排出及び処理の状況

(1) 排出の状況

発生量

排出量

(2) 処理の状況

処理状況の概要

再生利用・減量化の状況

最終処分の状況

広域処理の状況

(3) 特別管理産業廃棄物

業種別排出量

種類別排出量

処理の状況

広域処理の状況

2 減量化目標

3 減量化目標達成のための施策

(1) 事業者の自主的取組みの促進

多量排出事業者制度に基づく発生抑制・リサイクルの推進

事業者における環境マネジメントシステム構築の促進

事業者への3Rに関する情報提供の強化

事業者の発生抑制・リサイクルの取り組みや実績の公表

- ・事業者間のノウハウの共有や取り組みのインセンティブとなるような仕組みを検討

中小事業者の取り組みへの支援

- ・3R推進・適正処理を支援する廃棄物情報管理システムの開発・提供
- ・3R推進の技術的支援に係るアドバイザー制度の検討

(2) 建設廃棄物の発生抑制・リサイクル

発生抑制の推進

建築物等の適切な維持管理と改修等による長寿命化

多量排出事業者制度に基づく発生抑制・リサイクルの促進

リサイクルの推進

建設汚泥の有効利用の促進

- ・再資源化施設における再生利用、現場内利用等の促進

建設発生木材の有効利用の促進

- ・分別排出・再生利用に関する工事業者等への指導
- ・再生品の需給動向や新たな利用用途の可能性の調査

建設混合廃棄物の分別排出、有効利用の促進

- ・分別排出及び有効利用に関する工事業者等への指導

(3) 再生品の使用促進

グリーン調達方針に基づく再生品の率先使用

大阪府認定リサイクル製品の情報提供などによる使用の促進

4 産業廃棄物の適正処理の徹底

(1) 排出事業者に対する指導の徹底

立入検査等による適正処理の指導

マニフェスト交付状況報告に基づく適正委託の指導

排出事業者に対する法令等の周知の強化

- ・業界団体との連携、メール配信、講習会等による情報提供

電子マニフェスト制度の普及

建設工事等の元請業者における適正処理の指導の徹底

循環条例に基づく産業廃棄物管理責任者の設置促進

循環条例の届出制度に基づく自家産業廃棄物の適正保管の指導

(2)有害産業廃棄物の適正処理

ダイオキシン類対策

事業者に対するダイオキシン類に係る各基準遵守の指導の徹底

- ・ 焼却施設の構造基準・維持管理基準の遵守指導の徹底
- ・ ばいじん、燃え殻の適正処理の指導

P C B 廃棄物対策

P C B 廃棄物の適正処理・保管の推進、広域処理の促進

- ・ P C B 特別措置法に基づく「大阪府 P C B 廃棄物処理計画」の推進
- ・ P C B 廃棄物の適正保管・処理の指導
- ・ 日本環境安全事業株式会社による高圧機器等の広域処理の円滑な実施の促進
- ・ 低圧機器等の処理施設の早期整備に関する取り組み
- ・ P C B 廃棄物処理基金への拠出を通じた中小企業者等への支援

アスベスト廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正処理の確保

- ・ 関係法令に基づく届出制度等と連携して、除去作業から最終処分に至るまでの一連の処理の適正について、排出事業者に対する指導を徹底
- ・ 処理業者に対する立入検査等による指導の徹底
- ・ 排出・処理状況の継続的な把握

無害化処理の促進

- ・ 国の認定制度の周知を行い、制度を活用した無害化処理施設の設置の促進に努める。

感染性産業廃棄物対策

国の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正処理の指導

関係団体と連携した適正処理の徹底

5 産業廃棄物処理施設の整備

(1) 中間処理施設の整備

建設系廃棄物の新たな処理・利用技術の開発の促進

アスベスト廃棄物等の無害化処理施設の整備促進

(2) 最終処分場の確保

大阪湾フェニックス計画の推進

・石綿含有廃棄物の最終処分場の確保等

(3) 生活環境の保全への配慮

生活環境影響調査の厳正な審査

周辺住民への情報提供等の手続きの明確化を行った循環型社会形成推進条例の円滑な運用

6 健全な処理業者の育成

(1) 産業廃棄物処理業・施設設置許可に係る厳正な審査

廃棄物処理法の改正によって強化された欠格要件に基づく厳正な審査

申請者の経理的能力・技術的能力に係る審査基準の明確化による審査の強化

(2) 悪質な処理業者への行政処分等

立入検査による処理基準遵守の指導

基準違反等の不適正処理に対する改善命令、事業停止命令、許可取消等の行政処分手続きに係る指針の策定

許可取消し・事業停止処分等の条例に基づく公表

(3) 優良処理業者の育成と情報公開

処理業者の自主的取組の促進

「優良業者を目指すための指針」の活用促進

業界団体による研修制度の支援

処理業者への情報の提供

ホームページや電子メールを用いた最新の法改正等情報の発信

経営適正化や処理技術に関する情報の提供

優良性評価制度の促進と優良業者表彰制度等の検討

廃棄物処理法に基づく優良性評価制度の促進

インターネットでの適合業者の公表

排出抑制や適正処理に秀でた産業廃棄物処理業者の顕彰制度等の創設

7 産業廃棄物の不適正処理対策

(1) 不適正処理の未然防止

監視体制の一層の強化

GPS（全地球測位システム）やPDA（携帯情報端末）等を活用した監視機能の充実

不適正処理多発地域への職員の重点配置

監視カメラの整備

電子マニフェスト制度の普及

警察・市町村等関係機関との連携強化

産業廃棄物不適正処理対策会議等を活用した関係機関の連携した取組み
警察等捜査機関との情報共有の強化

府県境での監視等、近隣府県と連携した取組み

市町村との連携強化（地域に密着した監視体制の構築）

不適正処理に対する厳正な行政処分と公表

不適正処理の関係者に対する厳正な行政処分

条例に基づく行政処分実施の公表

府民との連携

不法投棄等監視連絡員の委嘱による地域からの情報収集

循環型社会推進条例に基づく規制指導の徹底

届出制度に基づく自家産業廃棄物の適正保管の指導

土地所有者の責任に関する周知・運用

(2) 不適正処理の原状回復

行為者・排出事業者・土地所有者に対する厳正な対応

行為者のほか、排出事業者・土地所有者に対する厳正な行政命令の発出
代執行における国の基金の活用等

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業（財団法人廃棄物処理振興財団）
制度の拡充の要望

対象事業拡大の国への要望

不法投棄が行われた土地の所有者に対する原状回復実施費用の融資制度
の創設検討

第3章 循環型社会の形成に向けた施設整備等

1 民間リサイクル施設の設置促進

- (1)大阪府エコタウンプランの策定
- (2)大阪府エコタウンプランの推進

2 循環型社会を目指した市町村の施設整備

交付金制度を活用した資源化等施設の整備

3 最終処分場の再生

堺第7-3区の廃棄物最終処分場跡地を「共生の森」構想などにより循環型社会形成のモデル地区として再生

第4章 各主体の役割と連携等

1 府民・事業者・行政の役割

- (1)府民の役割
- (2)事業者の役割
- (3)市町村の役割
- (4)府の役割

2 府民・事業者・行政の連携

- (1)リサイクル社会推進会議の活用
- (2)環境教育、啓発
- (3)優良排出事業者、優良処理業者の公表

3 国際協力

堺第7-3区のエコタウンプラン関連施設など、先進的な処理技術・システムを有する民間リサイクル施設の技術ポテンシャルを活かし、アジア諸国の3R推進に向けた技術サポートを実施

4 計画の進行管理

減量化目標の達成状況の把握
情報公表